



日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

令和4年10月18日

全国青年税理士連盟
会長 山田 隆一
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



インボイス制度の廃止を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっており、この適格請求書等を保存しなければ、事業者は原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなります。

当連盟は、以下の理由によりインボイス制度の導入に強く反対するとともに、貴会には税理士法第49条の15に基づき、令和5年10月1日に予定されているインボイス制度の廃止に向けた積極的な行動を起こしていただくことを強く要望します。

（理由）

1. 小規模事業者間における課税の公平性、中立性をゆがめるため

消費税法第9条（小規模事業者に係る納税義務の免除、以下「法第9条」とする。）の立法趣旨は、免税事業者の納税に関する事務負担等を考慮して設けられていますが、インボイス制度の導入により、主としてB to B取引を行う小規模事業者が従来通り法第9条の適用を受けようとする場合、市場取引から排除される危険性があり、課税の公平性及び中立性の観点から問題があります。また、それを回避するためにあえて課税事業者を選択することは可能ですが、その場合、同じ小規模事業者であってもB to C取引が中心で課税事業者を選択する必要がない事業者と、課税事業者を選択せざるを得ない事業者とでは、これまで法第9条によって一定の公平性及び中立性が保たれていた小規模事業者への取扱いが異なることとなり、問題があります。

2. 事業者へ過度の事務負担を強いるため

免税事業者にとってインボイス制度への対応は事務負担が大きくなるばかりではなく、費用面でも大きな負担を強いられることは容易に想像ができます。また、免税事業者のみならず、課税事業者である多くの事業者の事務負担の観点においても、仕入税額控除を受けるための確認業務や訂正依頼など、現行法の前段階税額控除方式と比べると、当初想定している以上の負担増が見込まれ、簡素の観点からも問題があります。さらに、課税事業者にとっては免税事業者との取引における事務負担の観点から、免税事業者との取引を断念せざるを得ない場合もあり、免税事業者が市場取引から排除される大きな要因となります。

**3. 平成 28 年改正法附則第 52 条第 1 項の経過措置に対する貴会の提案は不十分であり、
更なる税制の複雑化を招くおそれがあるため**

免税事業者等が市場取引から排除されることを防止するために設けられた平成 28 年改正法附則第 52 条第 1 項の経過措置(以下、「仕入税額控除における 80%の経過措置」とする。)に関して、貴会が提案するように、たとえ免税事業者からの課税仕入れの 80%を当分の間仕入税額控除ができるようにしたとしても事務負担の軽減にはならず、免税事業者の市場取引排除への対策としては、根本的な問題の解決にはなりません。

また、仕入税額控除における 80%の経過措置に関する貴会の提案が、財務省等に対して、あたかも全国の税理士会及び税理士会会員の総意に基づくものと認識されてしまうことは非常に問題です。

かねてより、免税事業者の益税について問題視されていた面はありますが、その解決方法としてインボイス制度を導入することは、更なる税制の複雑化を招き、到底、事業者の理解を得られるものではありません。